



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*3 和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則 1

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

許可証番号	第	号	許可年月日	年	月	日
金属くず商許可申請書 年 月 日 和歌山県公安委員会 様 申請者の氏名又は名称及び住所 和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）第3条第1項の規定により、 下記のとおり金属くず商の許可を申請します。 記						
申請者	個人	フリガナ氏名 生年月日	年 月 日			
		住所又は居所	電話			
	法人	フリガナ名称				
		主たる事務所の所在地	電話			
	個人	フリガナ代表者氏名 生年月日	年 月 日			
		代表者の住所	電話			
営業所	名称					
	所在地					
行商	行商の届出の有無等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	届出年月日 届出番号	第	年 月 日	号
	主たる行商地域					
古物商	許可の有無等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	許可年月日 許可番号	第	年 月 日	号
	主たる取扱古物					
法人の場合は、役員（代表者を除く。）の住所、氏名及び生年月日						

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第3号から別記様式第5号までを次のように改める。

別記様式第3号(第5条、第14条関係)

金属くず商許可証等再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

申請者の氏名又は名称及び住所

和歌山県金属くず業条例(昭和32年和歌山県条例第66号)第7条(第22条)の規定によ

許可証

り、 の再交付を下記のとおり申請します。

行商の証

記

申請者	個人	フリガナ 氏名 生年月日	年 月 日
		住所又は 居所	電話
	法人	フリガナ 名称	
		主たる事務 所の所在地	電話
	人	フリガナ 代表者氏名 生年月日	年 月 日
		代表者の 住所	電話
	金属くず商の営業所の 名称及び所在地		
	主たる行商地域		
許可証(行商の証)番号 及び許可(届出)年月日		第 年 月 日号	
再交付の理由			

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第4号（第6条、第14条関係）

金属くず商許可証等返納届

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

届出者の氏名又は名称及び住所

和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）第8条（第23条）の規

許可証

定により、下記のとおり を返納します。

行商の証

記

届出者	個人	フリガナ 氏名 生年月日	年 月 日	
		住所又は 居所	電話	
	法人	フリガナ 名称		
		主たる事務 所の所在地	電話	
		フリガナ 代表者氏名 生年月日	年 月 日	
	代表者の 住所	電話		
	許可（届出）年月日及 び番号		第	年 月 日 号
	返納理由			
備考				

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第5号（第7条、第14条関係）

金属くず業変更届出（書換え申請）書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）第9条第1項（第24条第1項）の規定により、下記のとおり変更の届出をします。

記

和歌山県金属くず業条例第9条第2項（第24条第2項）の規定による許可証（行商の証）の書換え申請の有無

有
無

営業種別

金属くず商

金属くず行商

許可（届出）
年月日及び番号

年 月 日 第 号

変更事項

変更内容

変更年月日

年 月 日

新

旧

備考

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第11条関係）

第 号

保 管 命 令 書

年 月 日

住所
営業所
氏名又は名称 様

警察署長 印

下記の金属くずは、 年 月 日まで和歌山県金属くず業条例第15条の規定により保管を命じます。

金 属 く ず の 品 目	特 徴	数 量
理 由		

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

受 領 書

一 金属くず保管命令書（第 号）1通
ただし、 点に対する 日間の保管命令

上記の保管命令書を確かに受領しました。

年 月 日

警察署長 様

金属くず商 氏 名

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第12条関係）

交付番号	第	号	交付年月日	年	月	日
金 属 く ず 行 商 届 年 月 日 和歌山県公安委員会 様 届出者の氏名又は名称及び住所 和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）第20条の規定により、 下記のとおり金属くず行商の届出をします。 記						
届 出 者	フリガナ 氏 名	年 月 日				
	生年月日	年 月 日				
届 出 者	住所又は 居 所	電 話				
	主たる行商地域					
金属くず商許可の有無等	<input type="checkbox"/> 有	許可年月日	年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 無	許可番号	第 号			

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。